

特例財団法人国連大学協力会 2010年度事業報告
(2010年1月1日—同1月3日)
FY2010 Operational Report (1st Jan. 2010 - 3rd Jan. 2010)

【基本方針】〔Basic guidelines〕

国連は2009年12月21日の第64回国連総会において、国連大学憲章の改正を採択し、国連大学に修士及び博士の学位の授与機関としての機能を具備させた。

2009年1月に国連大学東京本部に設置された「サステイナビリティと平和研究所(UNU-ISP)」は、この研究所を基盤として、修士・博士課程よりなる大学院「サステイナビリティと平和研究科」を2010年に設置する計画で準備を進めてきたが、国連大学理事会の決定及び国連大学憲章の改正を受けて、2010年1月に同研究科を設置し、9月に最初の修士学生の入学受け入れを行うこととした。

他方、本法人は、2009年12月18日付けの公益財団法人への移行認定書を12月21日に受領し、2010年当頭に特例財団法人の解散登記及び公益財団法人の登記を行うこととなった。

このことにより、2010年度における本法人の活動は、新大学院「サステイナビリティと平和研究科」の支援を重点としつつ、横浜にある「高等研究所」(UNU-IAS)及びその他の国連大学の諸活動を支援するための募金活動、広報活動、その他の公益活動の充実に図ることを基本方針とした。

【事業報告】〔Operational report〕

I 寄附金募集活動〔Fund-raising Activities〕

本事業年度における活動はなかった。

**II 国連大学への国民の関心を高め、支持を強化するための事業
〔Programs to strengthen public interest and support for UNU〕**

本事業年度における活動はなかった。

**III 講演会、シンポジウムの開催
〔Holding Public Lectures, etc.〕**

本事業年度における活動はなかった。

IV 国連大学への助成活動〔United Nations University Support Activities〕

本事業年度における活動はなかった。

V 国際相互理解の提供及び国連大学への協力事業〔Operations Delegated by UNU〕

本事業年度における活動はなかった。

VI 本法人の管理運営に関する事項〔Items concerning jfUNU Administration〕

本事業年度における特段の活動はなかった。